

社会福祉法人大里ふくしむら 役員・評議員の報酬等及び費用に関する規程

＜平成29年6月20日評議員会決議第5号＞

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大里ふくしむら（以下「この法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき役員・評議員の報酬等及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 1、役員とは、理事及び監事をいう。
- 2、常勤役員とは、定時評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする理事長及び業務執行理事をいう。
- 3、非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 4、報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。報酬等と費用は、明確に区分されるものとする。
- 5、費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2、常勤役員には、毎年6月及び12月に、賞与を支給することができる。
- 3、常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。この場合、「職員及び役員等の功労金支給に関する規程」の適用はしない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

- 2、評議員の報酬の額は、前項の役員の報酬に準じる。
- 3、常勤の役員に対する賞与は、職員に支給される期末手当に準じて算定した金額とする。
- 4、常勤の役員に対する退職手当は、別表第2に定める算式により算出された金額とする。
- 5、退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとする。死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支払い日)

第5条 月額をもって支給する報酬は、職員の給与の支払いの例により支払い、非常勤の役員及び評議員については、会議への出席等、必要のつど支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2、報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出でのあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、職員の例により通勤費を支払う。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員が職務の執行にあたって負担した費用については、その請求に基づき支払うものとする。また、前払いを必要とする費用については前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

2 平成18年12月15日制定の「役員等の報酬及び費用弁償に関する支給基準」は廃止する。

別表第1 (役員等の報酬金額)

常勤役員報酬		非常勤役員報酬	評議員報酬
週間勤務日数	金額(月額)	会議出席等日額	左に同じ
1日	150,000円	1回につき	
2日	300,000円	10,000円	
3日	450,000円		
4日	600,000円		
5日	750,000円		

別表第2 (常勤役員退職手当)

<p>報酬年額×在職年数の1/2×役位係数で算出した金額</p> <p>役位係数は、役員が法人の設立や運営に貢献した度合いによって、理事会で定める</p>
